

上下水道局庁舎受変電設備改修工事

設計図

仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所 四日市市堀木一丁目 地内

2. 建物概要
Table with columns: 建物名称, 構造, 階数, 建築基準法による延べ面積 (m²), 消防法施行令別表第一, 備考

3. 工事種目 (○印の付いたものを適用する)

Table with columns: 工事種目, 上下水道局庁舎, 工, 事, 種, 別

4. 指定部分 無 有 対象部分 ( )
指定部分工期 平成 年 月 日

II. 工事仕様

1. 共通仕様

- (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の下記仕様書のうち、○印の付いたものによる。
○ 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成28年版) (以下、「標準仕様書」という。)
○ 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (平成28年版) (以下、「改修標準仕様書」という。)
○ 公共建築設備工事標準図 (電気設備工事編) (平成28年版) (以下、「標準図」という。)

2. 特記仕様

項目及び特記事項は○印の付いたものを適用する。

Table with columns: 項目, 特記事項
1 適用区分: 建築基準法に基づき定める風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
○ 環境への配慮: (1) 建築物内側に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しない又は発生量が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑剤(フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く)が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレンを発生しないか、発生量が極めて少ない材料を使用したものとする。
(2) 設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分において、「規制対象外」とは、次の①又は②に該当する材料を指し、同区分「第三种」とは次の③又は④に該当する材料を指す。
① 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第一種、第二種及び第三种ホルムアルデヒド発散建築材料以外の材料
② 建築基準法施行令第20条の7第4項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
③ 建築基準法施行令第20条の7第1項に定める第三种ホルムアルデヒド発散建築材料
④ 建築基準法施行令第20条の7第3項の規定により国土交通大臣の認定を受けた材料
(3) 「国等による環境物品等の調達に関する法律」に基づく特定調達物品等に関する判断の基準は、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(平成27年2月閣議決定)」による。

Table with columns: 項目, 特記事項
① 材料・機材の品質等: (1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。
(2) 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、製造業者等が記載されているものは、証明となる資料等の提出を省略することができる。
① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。
③ 安定的な供給が可能であること。
④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること。
② 電源周波数: 50Hz ○ 60Hz
③ 電気工作物の種類: ○ 事業用電気工作物 一般用電気工作物 電気保安技術者 要 不要 契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。
④ 仮設備工事: 仮設備期間 ( ) 仮電源等 ( )
⑤ 養生: 養生範囲 ( ) 養生方法 ( )
⑥ 事前調査: 本工事 調査項目 ( ) 調査方法 ( )
⑦ 非破壊検査等: 構造部等の機械はつり箇所は、非破壊検査等による埋設物の調査を行い、監督職員に報告書提出する。なお、放射線透過検査による場合は特記とし、撮影枚数は、1枚以上/部位とする。
⑧ 穿孔作業: 既存躯体に穿孔する場合は金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を使用する。
⑨ 耐震安全性の分類と耐震施工: (1) 設備機器、電気配線の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2014年版(独立行政法人建築研究所監修)」による。(100kg以上の機器を対象とする。)
1) 設計用水平地震力
機器の重量[W(kN)]に、設計用水平震度を乗じたものとする。
なお特記なき場合、設計用水平震度は次による。
設計用水平震度
Table with columns: 設置場所, 機器種別, 特定施設, 一般施設
2) 設計用鉛直地震力
上層階とは、2～6階建の場合は最上層、7～9階建の場合は上層2層、10～12階建の場合は上層3層、13階建以上の場合は上層4層とする。
中間階とは、地階、1階を除く各階で上層階に該当しないものとする。
重要機器
・ 配電盤 ・ 発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置
・ 交換機 ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置
・ その他 ( )

Table with columns: 項目, 特記事項
⑩ 建設発生土の処理: 構外搬出適切処理とする。
⑪ 電線本数、管路等: 分電盤、制御盤及び端子盤等の二次側以降の配管・配線は、経路、電線太さ、電線本数、管径等は監督職員の承認を受けて変更しても差し支えない。
⑫ 金属製電線管の塗装・仕上げ: 下記の金属製電線管の露出配管は塗装、めっき等の仕上げを行う。
⑬ フラッシュプレート: 図面に特記なき場合は、金属製(ステンレス、新金属も含む)・樹脂製 とする。
⑭ 電線類: EM-UTPケーブルは、用途に応じ色分けすること。
⑮ 二重床内器具: 二重床内に設置する器具の位置表示として、マーキングを直上の天井面に付けること。
⑯ インバータ装置の規約効率: 三相可変速電動機用インバータ装置の規約効率は次の数値以上とする。
Table with columns: 電動機出力(kW), 規約効率(%)
備考 (1) 規約効率は、JET-TR245「汎用インバータの規約効率」により算出した値とする。
(2) 規約効率は、JIS C 4212「高効率低圧三相かご形誘導電動機」の定格電圧200V、1FX、6極、50Hzの電動機を駆動したときの値とする。
⑰ 高効率誘導電動機の配線用遮断器等の選定: 高効率誘導電動機回路保護用の配線用遮断器等の選定は下記による。
Table with columns: 電動機, 器具容量, コンデンサ回路の配線
Table with columns: 電動機, 器具容量, コンデンサ回路の配線

Table with columns: 項目, 特記事項
23 接地極: 接地極の材料は下記による。なお、接地極EB(14φ)の長さ1,500mm以上とし、10φはW=30 L=900mm以上、14φは、W=40 L=1,200mm以上としても差し支えない。
Table with columns: 接地の種類, 記号, 接地抵抗値, 接地極 (参考)
24 天井上げ表示: 図面において、室名に ( ) を付したものは直天井を示し、それ以外は二重天井の部屋を示す。
25 取付高さ: 壁付、壁掛けの機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。
Table with columns: 名称, 測点, 取付高さ [mm]
(参考) 天井面を基準とする取付高は、天井高さが2,500mmから3,000mmの場合に適用する。天井高さが3,000mm以上の場合及び機器の使用に支障が生じる場合は、監督職員と協議する。
26 他工事又は他職種との取り扱い

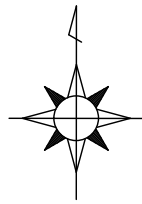
上下水道局庁舎受変電設備改修工事

設計図

Table with columns: 図面名, 特記仕様書, 縮尺, 1: NO (A2), 設計番号, 作図 令和元年10月, 図面番号, E-01

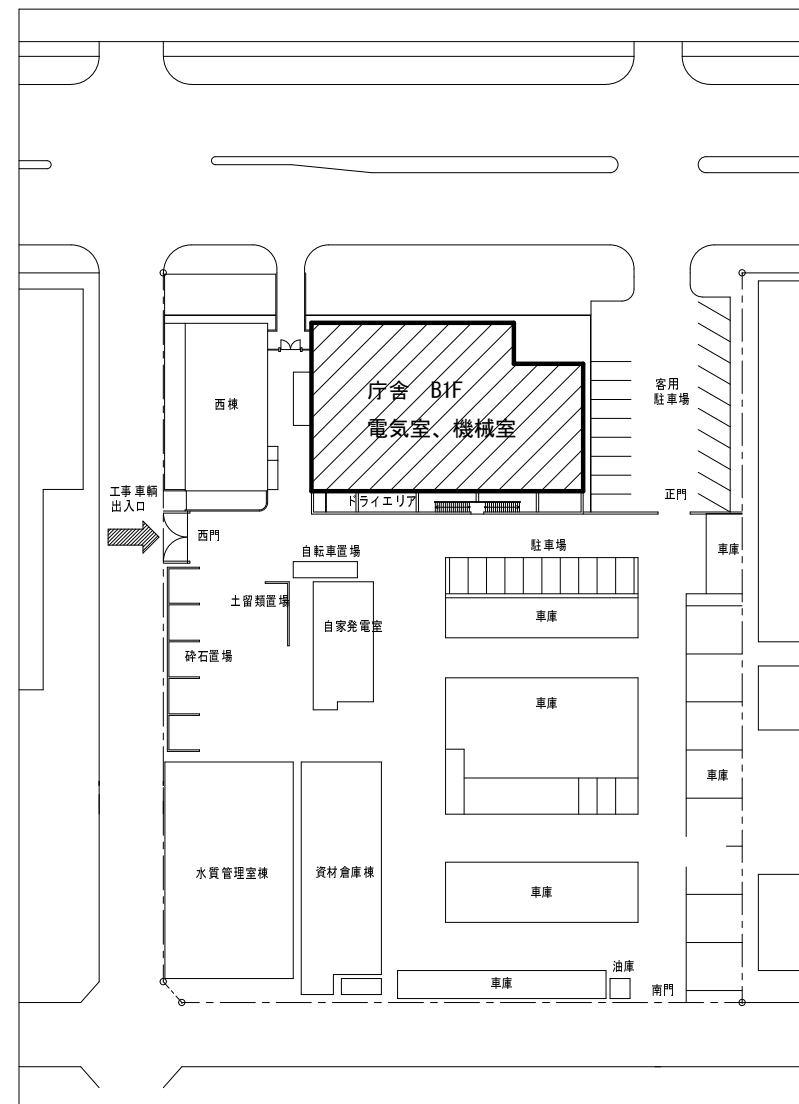
項目	特記事項	項目	・アスベスト含有物の取り扱い	暴力団等不当介入に関する事項
27 工事用電力、水等	・本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への請求等に関する費用は、受注者の負担とする。 ○ 支給とする。ただし、構内既存施設より利用可能な範囲に限る。	1 一般事項	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針 (建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針)を遵守すること。 ・アスベスト除去に伴う官公署への届出申請を行うこと。	1. 契約の解除 四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成20年四日市市告示第28号)並びに業務発注所へ報告し、警察への捜査協力を行うこと 3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができる。
28 産業廃棄物税	本工事は産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が本工事により生じた産業廃棄物税が課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができる。	2 アスベスト含有建材の処理工事	アスベスト含有吹付材の封じ込め処理 ・行う ・行わない アスベスト含有吹付材の囲い込み処理 ・行う ・行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ ・行う ・行わない 施工箇所及び工法 ・指示	2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務 (1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報し、並びに業務発注所へ報告し、警察への捜査協力を行うこと (2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときは、業務発注所へ協議を行うこと (3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。
29 工事の保険	○ 建設工事保険 (管理財物担保特約に加入) (保険証券の写しを提出) ○ 請負業者賠償責任保険(保険証券の写しを提出) 加入期間は工事期間を原則とする。(必要に応じて延長するものとする。)	3 アスベスト含有仕上塗材の除去	アスベスト含有仕上塗材の有無 ・有 ・無 除去仕上塗材( ) 含有場所( ) アスベスト含有仕上塗材の除去(除去工法、養生、粉じん飛散防止措置、呼吸用保護具・保護衣等)については、「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による。	<現場代理人に関する事項> 工場製作期間中等に現場代理人の常駐を解除する場合は、その期間に応じた経費の減額変更を行う。 <随時検査> 設計金額3000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規程により発注者が随時検査を求めた場合、監督員の指示に従い受検すること。
30 建設共済等	○ 下記の制度について加入すること。 ○ 法定外労災補償制度 (加入証明書を提出) 建設業退職金共済制度に加入し、掛金収納書を提出する。 共済証紙購入額 請負額(消費税含む)の0.5/1000以上 ただし、建設業退職金共済については請負額が500万円以上の場合とする。 ※1 他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。 ※2 契約変更により工事価格が上昇した場合は不足分を追加購入すること。 工事請負代金額500万円以上の工事は、工事実績情報(DORINS)の登録手続きを行うこと。	アスベスト含有箇所・吹付主剤・下地調整材(吹付仕上) ・下地調整材(ローラー仕上) 吹付主剤、下地調整材(吹付仕上) はアスベスト含有吹付材、下地調整材(ローラー仕上) はアスベスト含有成形板として扱う。 撤去の範囲 ・全面撤去 ・壁外壁補修等作業箇所のみ撤去 ・指示による 外壁補修等作業は足場アンカー設置、コア抜き、機器及び配管、配線器具類の固定等軽微な作業を示す。 除去工法 吹付主剤、下地調整材(吹付仕上)の除去 ・集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高压水洗工法 ・超音波ケレン工法 ・剥離材併用高圧水洗工法 ・剥離材併用超高压水洗工法 ・剥離材併用工具ケレン工法 ・剥離材併用超音波ケレン工法 ・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承認を得ること。 下地調整材(ローラー仕上)の除去工法についてはレベル3の除去工法と同等とする。 除去工法の試験施工 ・行う ・行わない 作業場の隔離及び養生 ※「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」による ・隔離養生不要 ・その他( ) 官公署等への届出 労働安全衛生法に基づく届出 ・行う ・行わない 石綿障害予防規則に基づく届出 ・行う ・行わない 大気汚染防止法に基づく届出 ・行う ・行わない	<個人情報に関する事項> この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。)を取り扱う場合においては、下記条文を遵守すること。  (基本事項) 第1 この契約による工事の施工者(以下「乙」という。)は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。 (施工者の義務) 第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。)第11条に規定する義務を負う。 第2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。 (秘密の保持) 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。 第2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。 第3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 (適正な管理) 第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 第3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。 第4 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を突如に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 (収集の制限) 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 (再提供の禁止) 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。 第2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。 第3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。 (複写、複製の禁止) 第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。 第2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法を書面により確認するものとする。 第3 前項の場合において、乙は、資料等に施設又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びび損の防止その他適切な管理を行わなければならない。 (資料等の返還) 第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合は除く。 第2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 (1) 紙媒体 シュレッダーによる斫断 (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕 第3 乙は、第6項の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 第4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 (研修・教育の実施) 第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 (罰則等の周知) 第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。 (苦情の処理) 第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (事故発生時における報告) 第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。	
31 工事実績情報の登録	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、施工体制台帳の写しを提出のこと。なお、監理業者についても記載すべき下請負人の範囲を含むものとする。	4 アスベスト含有保温材等の除去	アスベスト含有保温材の有無 ・有 ・無 除去保温材( ) 含有場所( ) 作業場の隔離 ・行う ・行わない ・理立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所で行う ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処理許可を受けた熔融施設において熔融又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う	
32 施工体制台帳の提出	○ 設けない ○ 設ける 監督職員の指示により下記のもの提出する。 ○ 工事完成図(竣工図(修正済みの設計図) + 施工図) ○ 完成図 C A Dデータ P D Fデータ(C D-R) ○ 完成図(A4版に製本したもの) ○ 完成図(機械設備図と併せて二つ折り製本したもの、3部) ○ 保全に関する資料等?部 ○ 工事写真(紙、C D-R)	アスベスト含有成形板の有無 ・有 ・無 除去成形板( ) 含有場所( ) 作業場の隔離 ・行う ・行わない 処分方法 ・理立処分 ・アスベストの中間処理に連する熔融施設 ・認定を受けた無害化処理施設		
33 監督職員事務所	・引渡しを要するもの ○ 引渡しを要するもの以外 構外搬出適切処理とする。 廃棄物管理票(マニフェスト)確認表を作成し、監督員にA票及びD票もしくはE票の確認を受けるものとする。  ・特別管理産業廃棄物(P C B使用機器) P C B使用機器は、関係法令に従い適切に処理する。	アスベスト含有シール材の有無 ・有 ・無 除去シール材( ) 含有場所( ) 作業場の隔離 ・行う ・行わない 除去工法 湿潤にて除去を行い、適法に処分する事。 処分方法 ・理立処分 ・アスベストの中間処理に連する熔融施設 ・認定を受けた無害化処理施設		
34 完成時の提出図書	・再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 理設部、いんべい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用はデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大ききで4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○ 工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。	7 特記事項	本工事に配置管理させる者(有資格者) ・特定化学物質等作業主任者(H18.3.31以前の講習修了者) 又は石綿作業主任者(H18.4.1以降の講習修了者)	
35 発生材の処理	・特別管理産業廃棄物(P C B使用機器) P C B使用機器は、関係法令に従い適切に処理する。			
36 工事記録	・再使用又は再資源化を図るもの 工事記録は以下のように行うこと。 ○ 工事写真 ・ 工事写真 理設部、いんべい部、施工工程、材料等 完成写真 ※撮影用はデジタルカメラを用い、サービスサイズ程度の大ききで4用紙に印刷し、提出する。 ※次の図書を参考とする。 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 建築設備編」 ○ 工事日報、納品伝票 工事日報、納品伝票等の写しは監督員が提出を求めた場合に提出すること。			
37 鋼製電線管	特記なき鋼製電線管(E19.25、...75)の表示は全て薄鋼電線管とする。 但し、埋入箇所においては、表示されているものと同一外形のねじなし電線管(E19.E25、...E75)を使用してもよい。			
38 呼び線	長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。			
39 再使用機器	取り外し再使用機器は、清掃及び絶縁測定の上、取り付ける。 ただし、絶縁劣化等使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。			
40 タンブラスイッチ	タンブラスイッチは、図面に特記なき場合、ネーム付とする。			
41 配線器具等	配線器具(スイッチ、ソケット)の現場納り等による仕様、数量については監督職員の承認を受けて変更してもさしつかえない。 使用機器の製造者選定による若干の仕様の相違は、監督職員の承認を得れば、可とする。			
42 機器仕様	合成樹脂製可とう電線管及び付属品は、P F管(単層管)の波付管以上を使用する。			
43 合成樹脂製可とう電線管及び付属品は、P F管(単層管)の波付管以上を使用する。	位置ボックスは金属製とし、電力用には接地を施す。			
44 位置ボックス	最上階の天井スラブへの埋込配管は、原則として避けるものとする。			
45 最上階の埋込配管	本工事施工に伴う既設設備の軽微な加工改造は、本工事とする。			
46 既設との取合い	原動機、発電機と付属各機器間の燃料油、冷却水などの配管、制御用配線等は、監督員の承認を受けて図面と多少相違してもさしつかえない。 地中配線の特記なき埋設深さは、0.6m以上とする。 高圧、特別高圧以外の地中配管にも埋設標識シート(2倍)を設ける			
47 自家発電設備の配管工事等	監督員及び依頼部局と協議調整し決定すること。 1. 施工可能日 ○ 上、日曜日、祝日施工有り ・指定なし ・その他( ) 2. 施工可能時間帯 ・指定有り( 時～ 時) ・指定なし			
48 地中配線の埋設深さ等	構内線路における埋設標の材質及びその個数は、図面に記載のない場合は次による。 ○ 鉄製( 箇所) ○ プラスチック製( 3箇所)			
49 施工条件	資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項 資材購入及び工事の一部を下請業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、できる限り市内業者を優先させること。			
50 地中配線の埋設標	一般照明的照度測定を行う。照度測定箇所は、監督職員の指示による。			
51 資材購入及び下請業者の選定に際しての留意事項	施工図等の著作権に関わる当該建物に限り使用権は、発注者に移譲するものとする。			
52 一般照明的照度測定				
53 施工図等の取扱い				

上下水道局庁舎受変電設備改修工事				設計図	
図面名	特記仕様書	縮尺	1: NO (A2)	設計番号	図面番号
	建築電気設備 2			作図 令和元年 10月	
四日市市上下水道局施設課					
平成31年3月版					



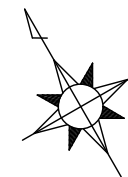
附近見取図

施工場所

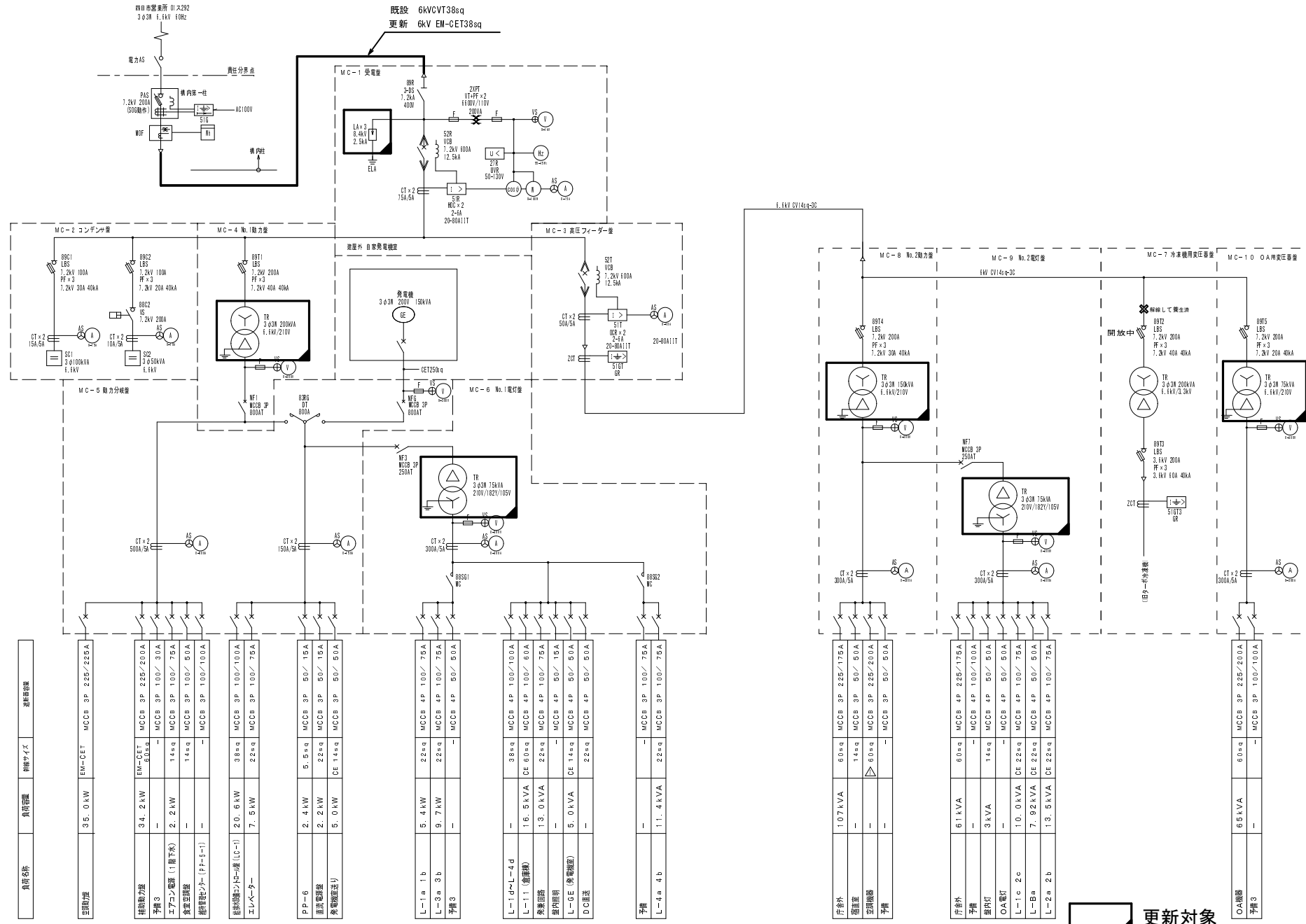


平面図

: 施工箇所



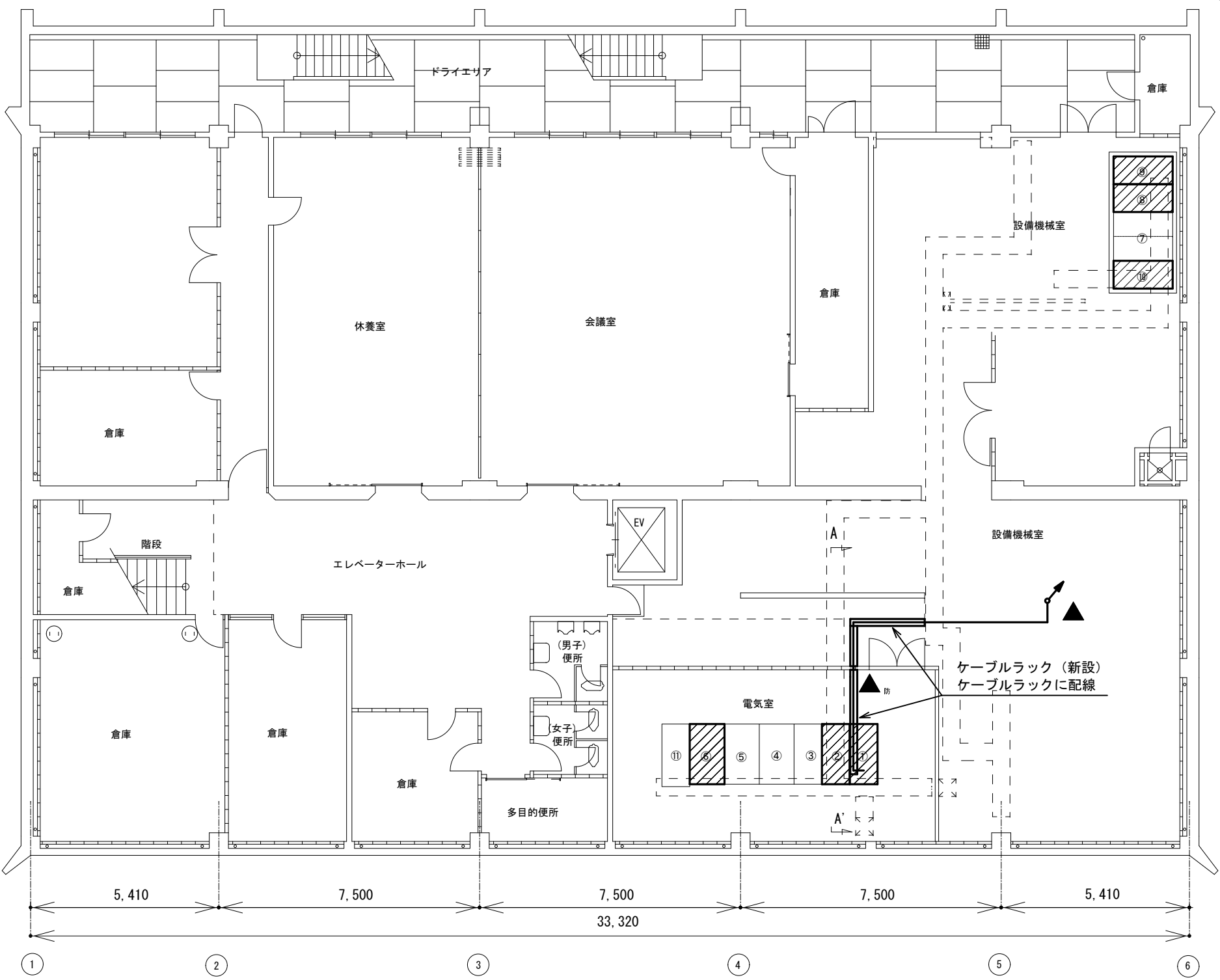
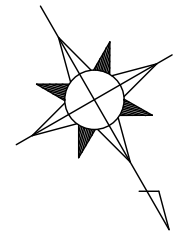
上下水道局庁舎受変電設備改修工事				設計図	
図面名	附近見取図	縮尺 1: NO (A2)	設計番号		図面番号
	平面図		作図 令和元年10月		E-03
四日市市上下水道局施設課					3 / 8



負荷名称	負荷容量	機材サイズ	更新機材
変圧機	3.5. 0.1kW	EM-CET	MCCB 3P 2.25/200A
排気機	3.4. 2.4kW	EM-CET	MCCB 3P 2.25/200A
予備	-	14sq	MCCB 3P 100/75A
エアコン	2.2kW	14sq	MCCB 3P 100/75A
換気扇	-	14sq	MCCB 3P 100/75A
照明	-	-	MCCB 3P 100/100A
送電機	2.0. 6.1kW	38sq	MCCB 3P 100/100A
エレベーター	7.5kW	22sq	MCCB 3P 100/75A
ポンプ	2.4kW	5.5sq	MCCB 3P 50/15A
送電機	2.2kW	22sq	MCCB 3P 50/15A
送電機	5.0kW	CE 14sq	MCCB 3P 50/50A
L-1a 1b	5.4kW	22sq	MCCB 4P 100/75A
L-3a 3b	9.7kW	22sq	MCCB 4P 100/75A
予備	-	-	MCCB 4P 50/50A
L-1a-L-4d	-	38sq	MCCB 4P 100/100A
L-11 (送電機)	1.6. 6.1kVA	CE 60sq	MCCB 4P 100/60A
送電機	1.3. 0.1kVA	22sq	MCCB 4P 100/75A
照明	-	-	MCCB 4P 50/15A
L-GE (送電機)	5.0kVA	CE 14sq	MCCB 4P 50/50A
DCC送電	-	22sq	MCCB 4P 50/50A
予備	-	-	MCCB 3P 100/75A
L-4a 4b	1.1. 4.4kVA	22sq	MCCB 3P 100/75A
予備	-	-	MCCB 3P 2.25/200A
送電機	1.07kVA	50sq	MCCB 3P 2.25/175A
送電機	-	14sq	MCCB 3P 50/50A
送電機	-	60sq	MCCB 3P 2.25/200A
予備	-	-	MCCB 3P 50/50A
送電機	6.1kVA	60sq	MCCB 4P 2.25/175A
予備	-	-	MCCB 4P 100/100A
送電機	3kVA	14sq	MCCB 4P 50/50A
送電機	-	-	MCCB 4P 50/50A
L-1c 2c	1.0. 0.1kVA	CE 22sq	MCCB 4P 100/75A
L-1b	7.9. 2.1kVA	CE 22sq	MCCB 4P 50/50A
L-2a 2b	1.3. 6.1kVA	CE 22sq	MCCB 4P 100/75A
送電機	6.6kVA	60sq	MCCB 3P 2.25/200A
予備	-	-	MCCB 3P 100/100A

工事概要	
1.	受電盤用の電線及び電線管の配管、配線をする。
2.	避雷器及び変圧器の取替を行う。
3.	JIS 4306に適合するトップランナー変圧器を設置する。
4.	停電を伴う切替作業は休日に行う。

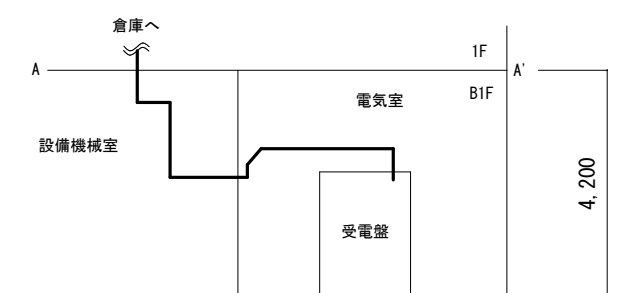
上下水道局庁舎受変電設備改修工事				設計図	
図面名	単線結線図	縮尺	1:100 (A2)	設計番号	図面番号
				作図 令和元年10月	E-04
四日市市上下水道局施設課					
4/8					



- 受変電設備
- ① MC-1 受電盤
  - ② MC-2 コンデンサ盤
  - ③ MC-3 高圧フィーダー盤
  - ④ MC-4 No.1動力盤
  - ⑤ MC-5 動力分岐盤
  - ⑥ MC-6 No.1電灯盤
  - ⑦ MC-7 冷凍機用変圧器盤
  - ⑧ MC-8 No.2動力盤
  - ⑨ MC-9 No.2電灯盤
  - ⑩ MC-10 OA変圧器盤
  - ⑪ 直流電源装置

: 工事対象箇所

記号	名称	仕様
▲	天井貫通	φ100
▲防	防火区画貫通処理 壁貫通	φ100

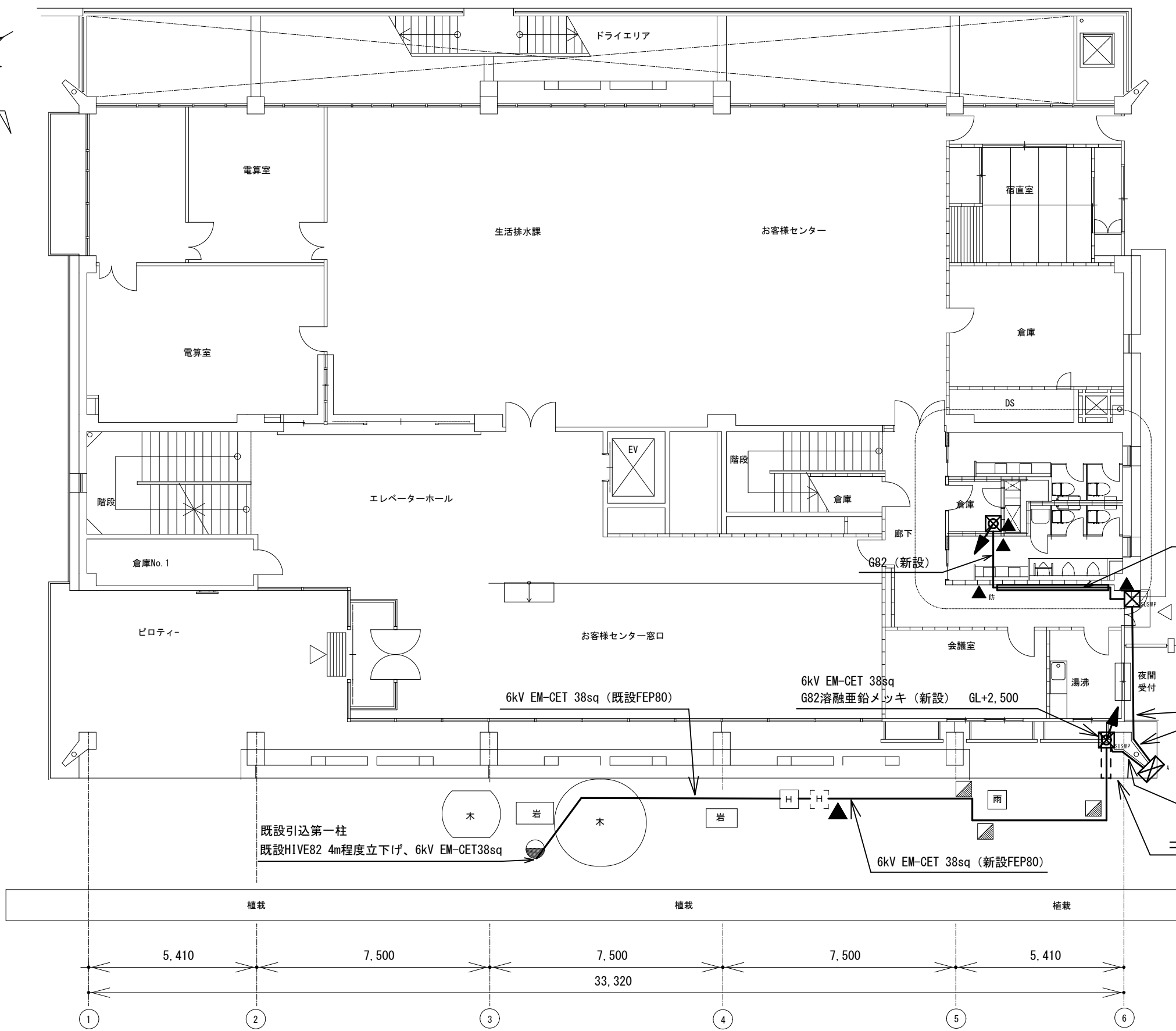
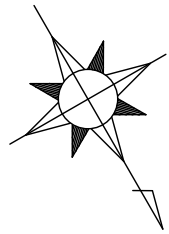


A-A' 矢視図  
1/100

工事概要	
1.	受変電盤用の電線及び電線管の配管、配線をする。
2.	停電を伴う切替作業は休日に行う。
3.	天井貫通を行う。
4.	電気室の壁貫通及び防火区画貫通処理を行う。
5.	ケーブルラック (幅300) (溶融亜鉛メッキ) を設置する。
6.	特記なき電線及び電線管は6kV EM-CET 38sq、EM-1E 5.5sq及びG82とする。

B1F 平面図  
S=1/100

上下水道局庁舎受変電設備改修工事				設計図	
図面名	B1F 平面図	縮尺	1:100 (A2)	設計番号	図面番号
	A-A' 矢視図	縮尺	1:100 (A2)		
四日市市上下水道局施設課					5/8



- 工事概要
1. 受変電盤用の電線及び電線管の配管、配線をする。
  2. 停電を伴う作業は休日に行う。
  3. ケーブルラック (幅300) (溶融亜鉛メッキ)、及びケーブルラックカバーを設置する。
  4. 場内の掘削を行い、管底はGL-800以下とする。
  5. 掘削時の良質な砂を防護砂とする。
  6. 埋設表示シート及びケーブル埋設標を設置する。
  7. プルボックスの設置を行う。
  8. 壁貫通及び防火区画貫通処理を行う。
  9. 特記なき電線は6kV EM-CET38sq、EM-IE 5.5sqとする。

記号	名称	仕様
☒ <sub>SUSFP</sub>	プルボックス (SUS製防水)	500×500×500
☒	プルボックス	500×500×500
☒ <sub>上</sub>	プルボックス (SUS製防水)	800×400×400
▲	壁貫通	φ100
■	ケーブル埋設標	コンクリート製
▲ <sub>防</sub>	防火区画貫通処理 壁貫通	φ100

FEP80 (新設)、ケーブルラック (新設)  
ケーブルラックに配線

G82 (新設)

職員  
出入口

6kV EM-CET 38sq (既設FEP80)

6kV EM-CET 38sq  
G82溶融亜鉛メッキ (新設) GL+2,500

G82溶融亜鉛メッキ (新設)

金属可とう電線管φ83 (防水) (新設)

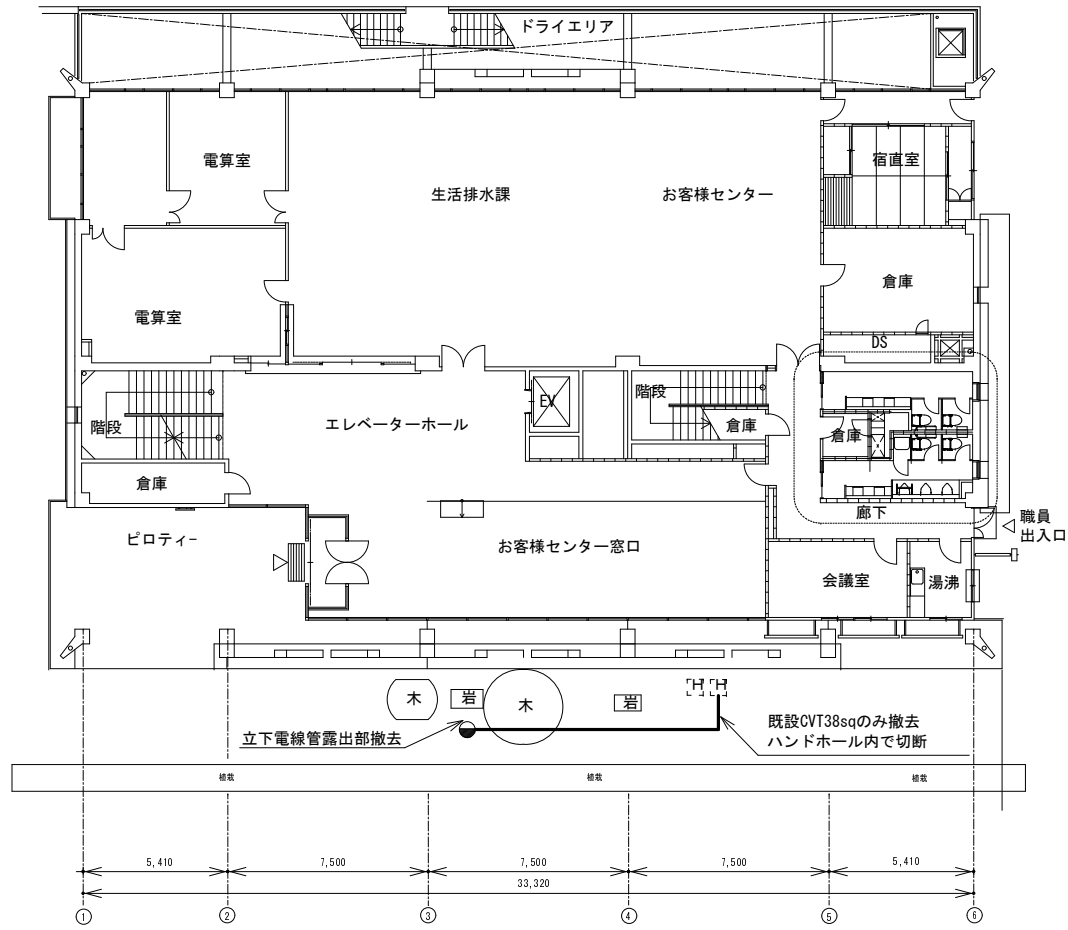
コンクリート床はつり500W×1500L×200D

既設引込第一柱  
既設HIVE82 4m程度立下げ、6kV EM-CET38sq

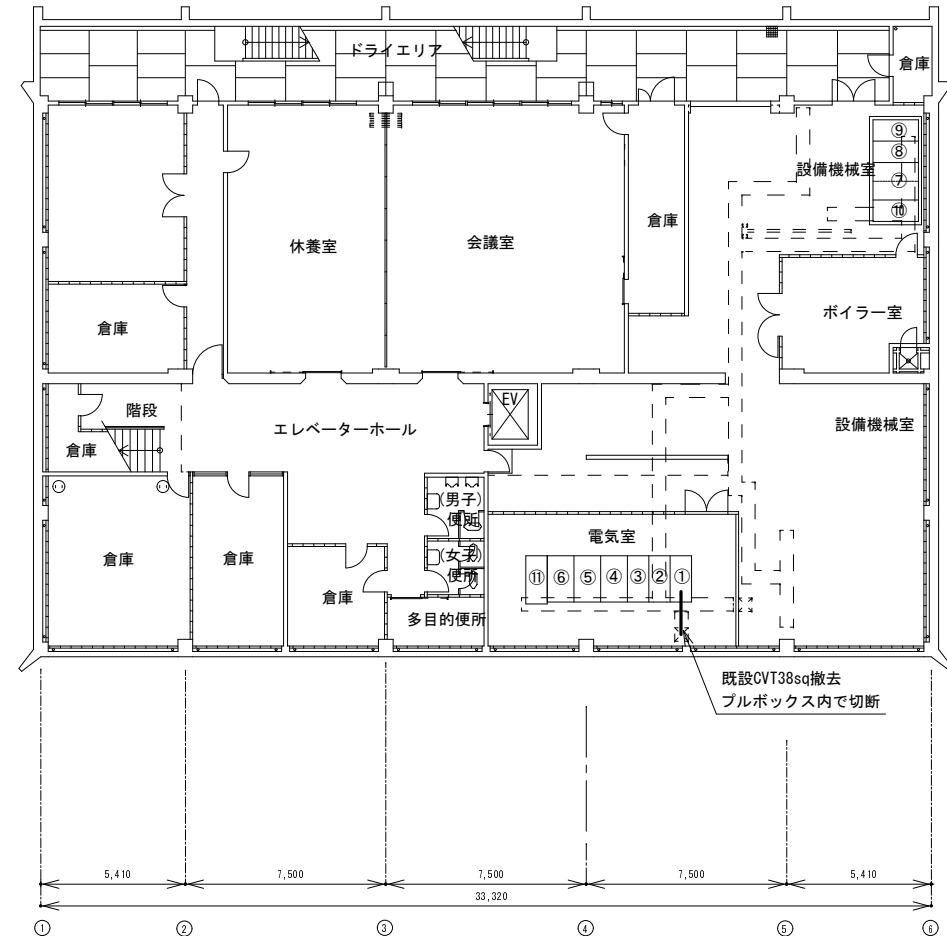
6kV EM-CET 38sq (新設FEP80)

1F 平面図  
S=1/100

上下水道局庁舎受変電設備改修工事				設計図
図面名	1F 平面図	縮尺 1:100 (A2)	設計番号	図面番号 E-06
			作図 令和元年10月	
四日市市上下水道局施設課				6/8



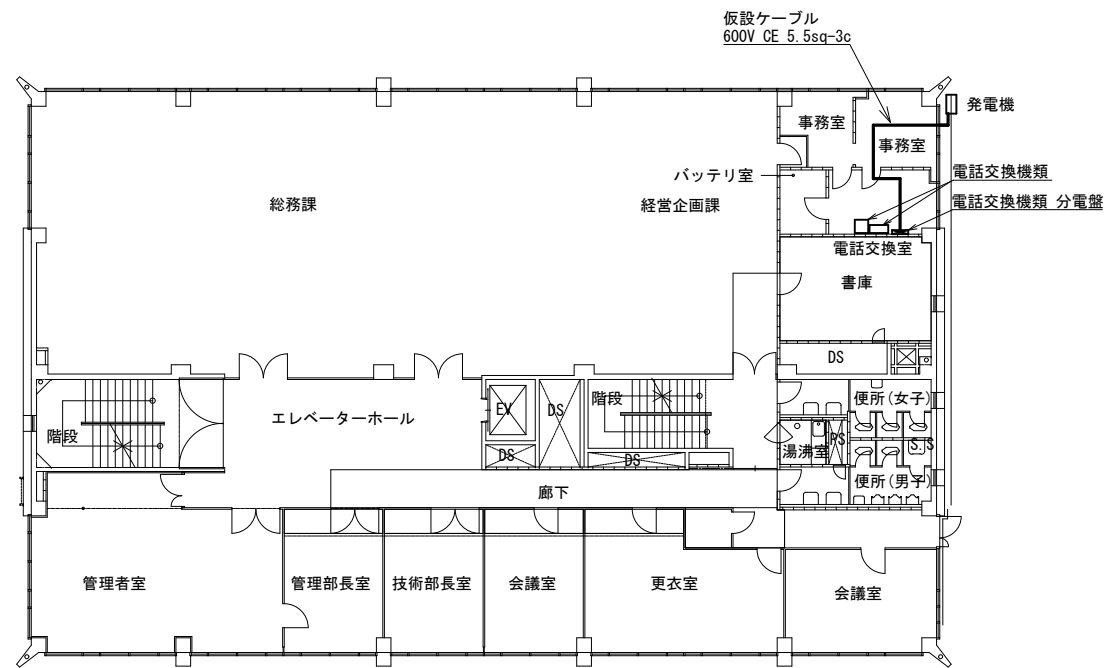
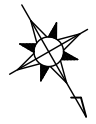
1F 撤去図  
S=1/200



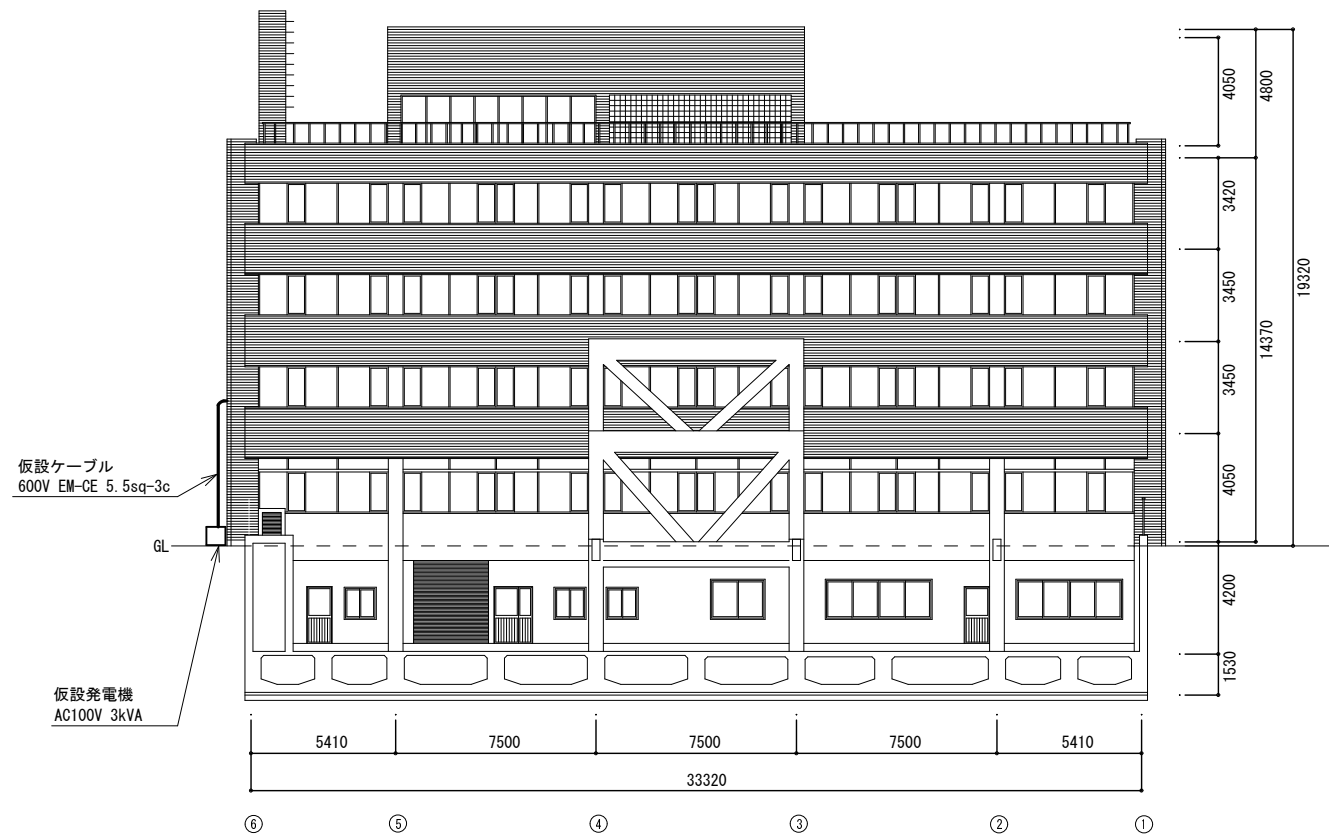
B1F 撤去図  
S=1/200

工事概要	
1.	場内のCVT38sqはハンドホール内で切断、撤去する。
2.	電気室のCVT38sqはプルボックス内で切断、撤去する。
3.	立下電線管を撤去する。

上下水道局庁舎受変電設備改修工事					設計図	
図面名	1F 撤去図	縮尺 1:200 (A2)	設計番号 作図 令和元年10月			図面番号
	B1F 撤去図					E-07
四日市市上下水道局施設課						7/8



2F 平面図  
S=1/200



南立面図  
S=1/200

- 工事概要
1. 停電作業を行う際は電話交換機の分電盤への仮設発電機 (3kVA) を設置し、作動させる。
  2. 停電作業毎に発電機の設置及び配線を行う。

上下水道局庁舎受変電設備改修工事				設計図	
図面名	2F 平面図	縮尺 1:200 (A2)	設計番号 作図 令和元年10月		図面番号
	南立面図	縮尺 1:200 (A2)			E-08
四日市市上下水道局施設課				8/8	